

令和2年4月8日

「新型コロナウイルス感染症」に関する消防個人年金制度の特別取扱について

新型コロナウイルス感染症の拡大状況を踏まえ、消防個人年金の事務取扱につきまして下記のとおりとさせていただきます。

記

1. 掛金のお払い込みが困難な場合

掛金のお払い込みが困難な場合につきましては、掛金のお払い込みを猶予いたします。期間（お払込猶予期間）をご契約の払方に応じて、最長6ヶ月（令和2年9月末）まで延長いたします。

⇒日本消防協会年金共済部（TEL 0120-658-494 平日9時～17時）宛にご連絡ください。

2. 一部払出制度について

(1) 自由選択コース

現在、7月、1月の年2回のみの取り扱いとしておりますが、引き出し時期・引き出し回数制約を一時的に撤廃し、毎月引き出し可能といたします。なお、本取扱いは令和2年9月までを目処といたします。

⇒日本消防協会 年金共済部（TEL 0120-658-494 平日9時～17時）宛にご連絡ください。

(2) 税制適格コース

税法の要件として一部払出制度を適用することができません。

[問い合わせ先]

公益財団法人日本消防協会

年金共済部 藤中、太田、入江

TEL : 0120-658-494 (平日9時～17時) E-mail : nenkin@nissho.or.jp